

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

諸手当の認定情報の確認について（通知）

諸手当については、届け出るべき事由が発生した後、速やかに手続きを行う必要があります。

しかしながら、人事異動や扶養状況の変化により支給要件を欠くに至っているにもかかわらず、手続きの遅れから多額の戻入を要する事例が見受けられます。

高知県会計管理局総務事務センター（以下、総務事務センターという。）は、知事部局及び県立学校等職員に対し、諸手当の認定後に、諸手当の認定情報の確認及び認定権者による事後確認を行っておりますので、市町村（学校組合）立学校においても同様の取扱いを行うこととし、今後は、職員の諸手当の認定状況について、定期的に認定情報を確認する機会を設けることといたします。実施は、この通知の日からとします。

つきましては下記のとおり、手当の認定情報を確認するとともに、認定状況の事後確認を行い、状況に変化があれば速やかに届出するよう管内学校へ周知をしていただきますようお願いします。

記

第 1 手当の認定情報の確認

- 1 学校長は、職員各自（育児休業者や派遣職員等を含む）が受給している全ての諸手当の認定情報を、別紙を参考に支給要件の確認するよう周知すること。

特に、扶養手当は、扶養親族の収入に関しても職員自身が把握するように努めること。

- 2 職員は、諸手当の認定情報を確認し、状況に変化があれば早急に届出をすること。
- 3 職員各自の確認のため、状況に変化がない場合は、職員から学校長への報告は不要とする。
- 4 基準日 毎年 7 月 1 日

第 2 諸手当の事後確認について

諸手当の次にあげる場合は、認定年月に関係なく、現在受給されているものを対象とし、事後確認をする。

1 扶養手当

扶養親族の収入の種類が、事業所得、不動産所得、農業所得、株式等税務署への確定申告により所得が確定する場合

（1）提出書類

扶養親族の確定申告にかかる書類の写し。「収支内訳書」等（提出する年の前年分のもので、「税務署受付印」のあるもの）。なお、場合により所得証明書の提出を求めることがある。

※「収支内訳書」には（一般用）（不動産所得用）（農業所得用）等があるので、対象の扶養親族の収入の種類に応じて提出をすること。

- (2) 提出期限 毎年3月20日（週休日の場合は、前日まで）
- (3) 提出先 高知県教育委員会事務局教職員・福利課長（給与担当）
- (4) その他 扶養親族が確定申告を行う場合でも、その収入が年金収入によるもののみならば、提出は不要。ただし、上記第1により状況を確認すること。

事業所得等は、控除できる必要経費が所得税法上の必要経費とは異なるため、控除できる経費を十分に確認のうえ支給要件を確認すること。支給要件に合わない場合は、確定申告の該当の年の1月1日が事実発生日となるので、留意すること。

2 住居手当

2 親等以内の親族が貸主となっている場合

(1) 提出書類

ア 貸主（親族）の「収支内訳書（不動産所得用）」等確定申告書類の写し（提出する年の前年分のもので、「税務署受付印」のあるもの）

イ 直近の支払を証明する書類の写し（金融機関の払込受付書、ATM利用明細票など、客観的に支払の事実を確認できるもの）

※総務事務センターが行う知事部局、県立学校等職員の認定事務では、親族間における手書きの領収証は、社会通念上適当と認められていないため、支払事実を証明する書類として取り扱っていないため、それと同様の取扱いをする。

(2) 提出期限 毎年3月20日（週休日の場合は、前日まで）

(3) 提出先 学校長（ただし、公立学校職員の給与に関する条例第14条の3第2号による場合は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長（給与担当））

(4) 書類の保存期間 5年

親族間での賃貸借契約は、住居手当の支給が社会通念上適当でない場合があるため、認定後も継続的な確認を行うこととする。

書類の提出がない場合や対象物件が不動産収入として計上されていない場合は、住居手当の認定を取り消し、その間に受給した手当は不当利得として返還を求める場合があるので、留意すること。

収入内訳書の様式は、国税庁ホームページ等を参照。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki01/shinkokusho/02.htm>

（確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書等コーナー）

3 通勤手当

公立学校職員の給与に関する条例第21条第3項により、特別急行列車等の利用の相当額の受給のある場合は、次により通勤の実情を確認すること。

(1) 確認方法

次の方法により、書面の提示（イの場合は提出）を求める。必要な場合は、その写しを職員に求めることができる。

ア 高速道路利用に係る職員については、領収書、ETC利用明細書等の提示等。

イ 時間計測により認定されている職員（通勤距離は40km以上ないが、一般道による通勤時間が80分以上あるとして時間計測し、認定されたもの）は、新道路の開通など一般道の実情が変化した場合は、一般道の最短経路を通勤した場合の通勤距離の通勤時

間の再計測をし、「高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間測定表」（平成 16 年 7 月 13 日付け 16 高教職第 431 号「高速自動車国道利用に係る取扱いについて」教職員課長通知（様式 1））を提出する。

ウ 公共交通利用者については、定期券等の提示等。

（２） 確認日

随時行うこととする。

（３） 確認者 学校長

（４） 書類の保存年限 5 年（書類を徴収した場合）

平成 16 年 7 月 13 日付け 16 高教職第 431 号「高速自動車国道利用に係る取扱いについて」教職員課長通知「３事後確認について」も参考にすること。

E T C 利用明細書については、E T C 総合情報ポータルサイト等を参照。

<https://www.go-etc.jp/detail/history/index.html>

（ETC 利用照会サービスコーナー）

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目 7-52

TEL 088-821-4906

(参考) 諸手当チェックリスト

扶養手当

☐ 配偶者や子を扶養親族としている場合に、扶養親族が就労（パート、アルバイトを含む）により、年額 130 万円以上、あるいは月あたり 108,333 円以上の収入を得ている場合には、要件を欠くこととなります。（月によって変動がある場合は、前後 3 ヶ月平均の金額で判断します。）扶養親族の収入を確認していますか。

☐ 配偶者なしの場合と、配偶者ありの場合で、扶養親族 1 人目の手当額が変わります。

すでに扶養親族がいる場合で、配偶者を有した場合に届出をしていますか。

（H31 年度までの特例措置）

☐ 配偶者と重複して子の手当認定を受けていませんか。

☐ 扶養しなくなった場合や、扶養親族が死亡した場合に届出をしていますか。

☐ 父母等を扶養親族としている場合は、年金収入等の限度額が共済組合とは異なります。（共済組合は年 180 万円未満であるが扶養手当は年 130 万円未満。）年金収入等の限度額は超えていませんか。

☐ 事業所得がある方を扶養親族としている場合は、控除できる必要経費が所得税法上の必要経費とは異なりますが、十分に確認されていますか。

住居手当

☐ 住居手当を受給中で、転居した場合や、家賃額の改定があった場合には届出をしていますか。

☐ 配偶者が居住するための住居にかかる住居手当は、職員に単身赴任手当が支給される場合のみ支給対象となります。単身赴任手当を受給していないのに、配偶者が居住するための住居手当が支給されていませんか。

☐ 県職員住宅、教職員住宅、持ち家は、住居手当の支給対象とはなりません。職員住宅等に居住していて住居手当が支給されていませんか。

☐ 家賃の支払は、本人が支払ったものとなっていますか。（引落しの口座名義人など）

通勤手当

☐ 人事異動で公署が変わったり転居した場合、また、新しい道路の開通等により通勤方法や通勤経路が変更になった場合に届出をしていますか。

（通勤距離が 2 km 未満の場合には手当は支給されません。徒歩や自家用車等に同乗して通勤する場合も手当は支給されません。それまでに通勤手当を認定されている場合には、喪失の届出をしていますか。）

☐ 高速道路料金にかかる特別加算分が支給されている職員で、新しい道路の開通等により高速道路の支給要件を満たさなくなった場合や、高速道路の利用料金に変更が生じている場合に届出をしていますか。

届出が必要な主な事例：

- ☐ 高速道路を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が 40km 以上または通勤時間が 80 分以上ではなくなった場合。
- ☐ 自動車が普通車⇄軽自動車に変わり通行料金が変わった場合。
- ☐ 高速道路の利用区間が変わった場合。

単身赴任手当

☐ 配偶者や子と同居になった場合には、喪失の届出をしていますか。

☐ 手当の受給中に、勤務公署や、自分や配偶者の住居が変わった場合には、届出をしていますか。

児童手当

☐ 児童（子）と、同居・別居の状況が変わった場合届出をしていますか。

○公立学校職員の給与に関する条例

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(住居手当) 通知 第2の2 (3) 関係

第 14 条の 3

(2) 第 21 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(通勤手当) 通知 第2の3関係

第 21 条

3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項において「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)が 2 万円を超えるときは、支給単位期間につき、2 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 2 万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

○住居手当に関する規則

(昭和 49 年 12 月 21 日人事委員会規則第 29 号)

(事後の確認)

第 9 条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が住居手当の条項第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認しなければならない。

○通勤手当に関する規則

(昭和 33 年 10 月 31 日人事委員会規則第 10 号)

(事後の確認)

第 16 条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当の条項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

16高教職 第431号
平成16年 7月13日

各市町村（学校組合）教育長 様

教 職 員 課 長

高速自動車国道利用に係る取扱いについて

日頃から、県費負担教職員の給与事務についてご協力いただきありがとうございます。

さて、高速自動車国道（以下、「高速道路」という。）利用に係る届出等につきまして、学校から問い合わせもいただいていることから、下記のとおり整理し、取扱うこととしました。

つきましては、貴管内学校に周知いただくとともに、適正な取扱いがされるようご指導をお願いします。

また、今後とも給与事務が適正に執行されますよう、引き続きご指導をお願いします。

記

1 高速道路利用に係る特別料金加算の認定について

支給要件「高速道路を利用しない場合の通勤時間が80分以上」を理由に届出された通勤手当の認定について

（1）通勤時間が往復とも80分以上の場合は、往復とも認定。

（2）通勤時間が片道のみ80分以上の場合は、片道のみ認定。

※ 通勤時間が往復とも80分以上の場合であっても片道利用の場合は、片道認定となる。

2 高速道路利用に係る通勤届について

（1）通勤届への記載

別添「使用車種変更時等の記載例」を参考に必要事項を記載すること。

（備考欄に別紙「車種区分表」による使用車種を記載すること。）

（2）添付書類

支給要件「高速道路を利用しない場合の通勤時間が80分以上」を理由に届出の場合は、別紙「様式1 高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間測定表」に記載し、添付すること。

3 事後確認について

学校長は、高速道路利用に係る特別料金加算の認定を受けている職員について支給要件を満たしているかどうかを、領収書、ハイウェイカード等の提示を求める等の方法により随時確認すること。

また、公共交通機関利用者についても、定期券、回数券等の提示を求める等の方法により随時確認すること。

4 適用日

上記1及び2については、平成16年7月1日から適用する。

(様式1)

高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間測定表

高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間について、実際に測定した内容(往復各2回測定)は、下記のとおりです。

記

(往路)

測定年月日	曜日	測定距離	測定時間	出発時刻	到着時刻	天候
平成 年 月 日		km	分	時 分	時 分	
平成 年 月 日		km	分	時 分	時 分	

(復路)

測定年月日	曜日	測定距離	測定時間	出発時刻	到着時刻	天候
平成 年 月 日		km	分	時 分	時 分	
平成 年 月 日		km	分	時 分	時 分	

※ 注意事項

測定は、雨天時等、通常と異なる交通量が考えられる日を避けること。

第1号様式（第3条関係）

通 勤 届

任命権者 高知県教育委員会様		勤務公署 所在地 高岡郡佐川町〇〇〇	
住 居	香美郡土佐山田町〇〇-〇	職員番号	〇〇〇〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 〇
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 (喪失の場合は「通勤経路及び方法等」以下の記載は不要。)			
届出の理由(該当するものの□にレ印を付ける。)		☒ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付ける。)	
☐ 1 新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)		事実発生年月日 16年 7月 1日	
☐ 2 住居の変更		届出年月日 16年 7月 1日	
☒ 3 通勤経路又は方法の変更		受理年月日 年 月 日	
☒ 4 運賃等の負担額の変更			
☐ 5 その他()			
☐ 支給要件の喪失(上記のうち該当するものの□にレ印を付ける。)		※ 別紙 車種区分表により使用車種を記載すること	
通勤経路及び方法等			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離 所要時間 乗 車 券 等 の 種 類 左 欄 の 乗 車 券 等 の 額 備 考
1 ☒	自動車	住 居 から (経 由) 南 国 I C まで	7・0 km 15 分 円
2 ☒	"	南 国 I C から (経 由) 伊 野 I C まで	17・9 km 15 分 円 普通車
3 ☒	"	伊 野 I C から (経 由) 学 校 まで	18・0 km 35 分 円
4 ☐		から (経 由) まで	・ km 分 円
5 ☐		から (経 由) まで	・ km 分 円
記入上の注意			総通勤距離 42・9 km
1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。			総所要時間 65 分
2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(○箇月)、11枚つづり回数券等の別を記入する。			
3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(○箇月)の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券に応ずる額を記入する。			
4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。			
5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。			
6 通勤方法がバスの場合は、「備考」欄にバス会社名を記入する。			
7 一般道路を利用する区間と高速自動車国道を利用する区間を区分して記入する。その場合における「区間」欄には、インターチェンジの名称を記入する。			
通勤手当の条項第3項の規定の適用を受ける職員(※特別急行列車等利用者は記入すること。)			
特別急行列車・高速自動車国道等利用者の特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離 所要時間 備 考
1	自動車	住 居 から (経 由) 学 校 まで	44・0 km 80 分
2		から (経 由) まで	・ km 分
3		から (経 由) まで	・ km 分
4		から (経 由) まで	・ km 分
5		から (経 由) まで	・ km 分
記入上の注意			総通勤距離 44・0 km
「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、バス、鉄道等の別を記入する。			総所要時間 80 分
通勤経路の略図(朱線で経路を示す。)			
※通勤経路は通勤手当の決定が行いやすいよう、自宅周辺、経路情報の目印等について具体的な記載を行うこと。			

注 特別急行列車・高速自動車国道等利用者については特別急行列車・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤経路を併せて青色の線で記入すること。

車 種 区 分 表

車種区分	自 動 車 の 種 類
軽自動車等	・ 軽自動車 ・ 二輪自動車（側車付きを含む）
普 通 車	・ 小型自動車（二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く） ・ 普通乗用自動車 ・ トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両）
中 型 車	・ 普通貨物自動車（車両総重量 8 t 未満かつ最大積載量 5 t 未満で 3 車軸以下のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで 2 車軸のもの） ・ マイクロバス（乗用定員 11 人以上 29 人以下で車両総重量 8 t 未満のもの） ・ トレーラ（けん引軽自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びけん引普通車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両）